

平成 31 年 4 月 17 日

「実務修習業務規程」及び「実務修習業務規程施行細則」の一部改正について

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会
実務修習運営委員会

1. 改正の経緯

- 実地演習（不動産の鑑定評価に関する実務について、実地において鑑定評価報告書の全部又は一部の作成を通じて評価方法を修得させる課程）は、実地演習実施機関（以下、「実施機関」という。）として本会から認定を受けた「不動産鑑定業者」又は「大学」が実施しており、実務修習生は任意の実施機関において演習を行います。

この実施機関について、不動産鑑定士試験制度の改善に伴う受験者層の拡大に合わせた修習生の受け皿を拡張するとともに、地方在住の修習生が遠方の実施機関を選択するなどの負担軽減を図ることを目的として、実施機関として新たに、「不動産の鑑定評価に関する法律第 48 条の規定に基づいて届出を行った団体」（例：各都道府県不動産鑑定士協会）においても実地演習を実施できるよう、実務修習業務規程（以下、「規程」という。）及び同施行細則（以下、「細則」という。）の一部改正を行います。

- 現行において、規程第 10 条第 1 項の規定に基づく実務修習料金については、「不動産の鑑定評価に関する法律施行規則」第 10 条第 5 項の規定に基づき、実費を勘案した料金とし、消費税として 8%を転嫁した内税にて表示しています。

消費税法の一部改正により、本年 10 月 1 日から消費税率が 8%から 10%に引き上げられることに伴い、上記実務修習料金について、消費税として 10%を適正に転嫁した内税表示に改めるべく、規程の一部改正を行います。

2. 主な改正のポイント

(1) 実地演習実施機関の拡張について

- ① 実地演習実施機関として、新たに「不動産の鑑定評価に関する法律第 48 条の規定に基づいて届出を行った団体」を追加します。（規程第 3 条第 2 項第二号）
- ② 上記団体における実地演習の実施方法については、実地演習実施大学の実施方法と同様とすることから、実地演習の実施方法について定めた各規定を改正します。（規程第 17 条第 3 項、細則第 6 条第 3 項第三号、第 12 条、第 16 条）
- ③ 上記改正後の規定については、本年 12 月 1 日後に実施する実務修習から施行されます。

(2) 実務修習料金の改定について

規程第 10 条第 1 項の規定に基づく実務修習料金について、消費税として 10%を適正に転嫁した内税表示に改めるため、下表のとおり改定いたします。

なお、改正後の実務修習料金に係る規定については、本年 10 月 1 日から施行します（ただし、この施行は、消費税法の一部改正（平成 28 年 4 月 1 日付）に伴う消費税率の変更が実施されることを停止条件とします）。

消費税の適正な転嫁につきまして、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

【実務修習料金一覧表】表示の料金は、いずれも消費税を含む。

種 類	旧 料 金	新 料 金
講 義	97,400 円	98,700 円
基本演習	172,700 円	174,800 円
実地演習		
物件調査実地演習	2,500 円	2,500 円
一般実地演習	1 演習当たり 6,800 円	1 演習当たり 6,900 円
修了考査	36,000 円	36,600 円

※ 上記の他、実地演習実施機関が、演習場所、什器、その他実地演習に必要な施設及び職員を提供するときの受講料は、物件調査実地演習が 22,000 円（旧 21,600 円）、一般実地演習が 1 演習当たり 56,000 円（旧 55,000 円）となる。

以 上